

## 令和3年5月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	56	49											105
問い合わせ	3	7											10
要望	0	0											0
計	59	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115
(前年度計)	(79)	(93)	(76)	(77)	(69)	(58)	(71)	(85)	(69)	(75)	(72)	(70)	(894)

## 多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	6	2											8
(前年度)	(10)	(4)	(3)	(2)	(4)	(1)	(2)	(1)	(2)	(2)	(2)	(5)	(38)

## 年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	0	1											1
20歳代	6	2											8
30歳代	9	8											17
40歳代	15	7											22
50歳代	9	7											16
60歳代	7	6											13
70歳以上	12	19											31
その他・不明	1	6											7
計	59	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	115

## 今月の相談事例

3か月前に訪問され、6か月分の新聞購読契約をした。先月から配達が始まり1か月間購読したが、読まない日もある。収入が減り、毎月の購読料が負担になってきた。販売店に解約したいと伝えたら、契約だからと断られた。納得いかない。

## センターからのアドバイス

契約から8日間以内のクーリングオフ期間を過ぎているので解約はできません。さらに、読まない、購読料が負担という理由では解約の交渉は難しいと思われます。  
訪問販売や電話勧誘で契約した場合は、契約書面を受け取った日から8日間はクーリングオフができます。期間内に業者にクーリングオフ通知を出します。  
また、新聞公正取引協議会の「新聞購読契約に関するガイドライン」には、【解約に応じるべき場合】【丁寧に話し合い解約すべき場合】が記載されていますので、解約交渉の際は参考にするとよいでしょう。